

# 移民政策のパラドクスとトランプ政権

－ 聖域都市とマイノリティをめぐって－

Paradox of Migration Policy and the Trump Administration:

Rethinking "No Sanctuary for Criminal Aliens"

---

高橋 善隆

TAKAHASHI Yoshitaka

## 要 旨

2016年米国大統領選挙におけるトランプの勝利には、中西部アパラチア山系の白人労働者による支持が大きく影響している。取り残された白人労働者たちはなぜ民主党候補でなくトランプに投票してしまったのか。トランプ政権の政策は彼らの利益と合致しているのか。こうした点についての論考を踏まえたうえで、「人口構成にラティーノ系の比率が少ない中西部は反移民のバイアスを持ち、ラティーノ系の比率が高い西海岸や東部は聖域都市を形成し共存を目指している」というパラドクスと、トランプ政権の矛盾に満ちた移民政策との関連について論ずる。

## はじめに

2016年の米国大統領選挙でトランプ氏が当選を果たした。その後の推移は、米国国内政治のみならず国際関係までもが混迷を極めている。「取り残されたアパラチアの労働者たち」に代表されるトランプの熱烈な支持者たちはポピュリズムの典型としてステレオタイプ化されがちである。だがパリ協定からの離脱や大企業への大型減税が彼らの利益を実現しているとは思われない。

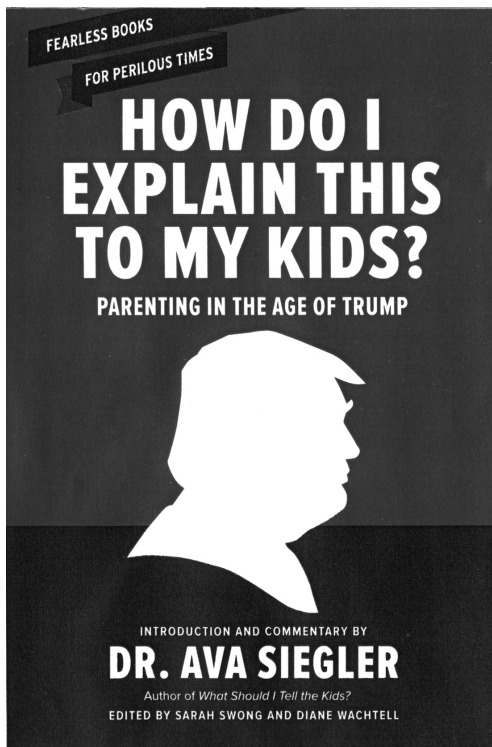
またトランプ現象自体も BREXIT や欧州の極右のポピュリズムと単純に同列には論じられないアメリカの歴史的事情を様々な点で反映させている。狭義の「グローバリゼーションの光と影」「ポピュリズムの台頭」といった文脈のみならずアメリカ政治の抱える内在的な問題点にも着目することが重要だろう。

本論では労働政治や米国社会運動にみられる反移民感情と、これに対抗するマイノリティや働く女性たちとの連帯を重視する潮流が織りなす様々な争点を手掛かりにトランプ現象のもう一つの内実を検討してみた。

さらに人口構成の累積的变化という長期的トレンドのもとで米国の移民政策が必ずしも一貫性を持たない理由についてオバマ政権とトランプ政権の移民政策を比較することで明らかにしたい。

## 第一章 「取り残されたアパラチアの労働者たち」の背景

トランプ現象の背景は、反グローバリゼーションやポピュリズムの台頭として理解されがちである。ブランコ・ミラノビッチが「グローバル化の象」で描いた先進国中・低所得者の没落(先進国の富裕層や新興国の所得が6割増えたのに先進国の中・低所得者は所得が増加していないという現実)は社会から取り残された焦燥感と目の前の経済的貧困から理性的でない非合理的な政治行動を誘発している。<sup>(1)</sup>エマニュエル・トッドが指摘するような「既存のエリートやグローバリゼーションの恩恵を受けるエスタブリッシュメントに対する中間層や庶民の怒り」は政策そのものの内実とは無関係に過激な言説に引き寄せられがちである。しかしそれにもかかわらず2016年の米国大統領選挙では、一般投票においてヒラリー・クリントンが280万票上回っており、オハイオ・フロリダを落としてもウィスコンシン・ミシガン・ペンシルバニアのいわゆる「ブルーウォール」を守り切ればクリントンが辛勝していたはずである。この三州の逆転劇が最大の、そして直接的な民主党の敗因といえるだろう。<sup>(2)</sup>



図表 1  
『子供たちにトランプをどう説明したらよいか』  
出典：S.S.wong&D.Wachtell.(2107)

ではなぜ「取り残されたアパラチアの労働者たち」はヒラリーでなくトランプを選択したのか？反グローバリゼーションと格差社会への反発であればむしろバーニー・サンダースこそが彼らの利益を体現していたのではなかったか？彼らの選択には過去におけるアメリカ労働運動が抱えてきた様々な偏見や特異なカルチャーが反映されているといえるだろう。<sup>(3)</sup>

白人労働者の怒り、J.D.バンスの『ヒルビリー・エレジー』に描かれた没落した人々などアパラチア山脈周辺の「取り残された労働者たち」は錆びついた「ラスト・ベルト」の現実に影響されている。ここでは空洞化による政治社会の変化と、戦後期から抱えてきた様々な偏見や特異なカルチャーを2つの論点として提示する。

1950年代に人口185万人を擁し全米第5位の大都市として自動車産業の中心だったデトロイトは2015年の時点で人口が67万人まで減少し空洞化の象徴とされている。

2013年には市当局が財政破綻してしまい公共交通機

関が操業を部分停止するなど混迷を極めている。ゼネラル・モーターズ自体が政府資金による救済で破綻を免れるなど劣悪な環境の中で、全米自動車産業労組UAWはかつての影響力を失い戦後期における労働運動の総本山は無力化されてしまっている。また共和党がノン・ユニオン戦略として南部で展開している「労働権州(労働組合にとらわれずに働く権利を州法で承認)の拡大」が中西部にも及び、2012年にはリック・スナイダー共和党知事のもとでミシガン州でも労働権法が成立してしまった。

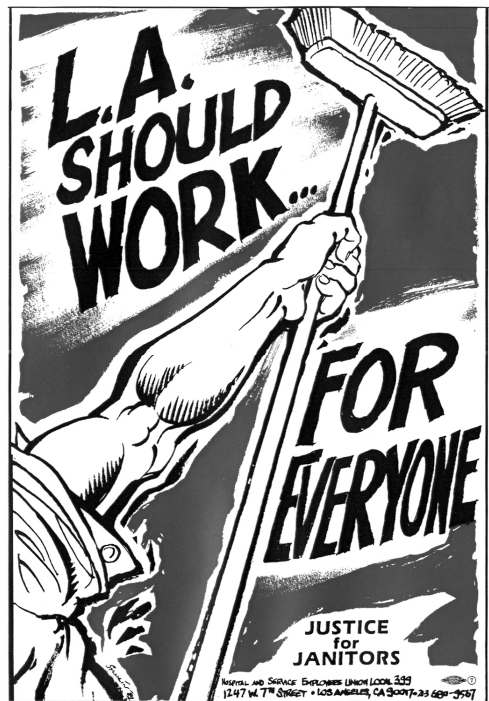
またウィスコンシン州でも2010年に共和党がスコット・ウォーカー知事の当選と議会多数の獲得を同時に実現し、翌2011年には官公労の団体交渉権剥奪を含む財政改革法を成立させてしまった。労働組合による17日間の議事堂占拠、スコットウォーカー知事のリコール成立など様々な抵抗が試みられたが、知事は再選挙で勝利し力関係は大きく変化した。この事件は労働運動の「グランド・ゼロ」と呼ばれている。<sup>(4)</sup>

戦後期に労働運動の中心であった中西部は空洞化により社会的内実が大きく変化し、トランプ登場以前から民主共和の拮抗する状況にあったのである。

さらにより重要なのは、アメリカ労働運動が伝統的に抱えているある種のバイアス、ビジネスユニオニズムや反移民感情などのネガティブなカルチャーが存在することである。戦後期における労働運動、とりわけAFL-CIO 合同の1955年から95年年までは組合員の経済的利害を重視する「ビジネス・ユニオニズム」の考え方が支配的であった。賃金や雇用主提供型医療保険などの経済的争点が重要視され政治問題や社会的公正については消極的あるいは不介入という態度が基本ルールとされていた。

サミュエル・ゴンパース以来の「移民は組合員の雇用を奪う」という偏見や「大企業のジュニア・パートナー」「ベトナム戦争支持の最後の砦」女性蔑視と非民主的な幹部支配など多くの問題点を露呈していたのである。

1995年以降 AFL-CIO 執行部は刷新され、ジョン・スウィーニーを中心に「ニューボイス」グループのもとで社会全体の公正を重視する「ソーシャル・ムーブメント・ユニオニズム」が展開され、西海岸を中心にラティーノ系移民や働く女性を担い手とする新たな活力が生み出されたものの、中西部にはかつての残滓が色濃く残っている。とりわけ西海岸のサービス産業労働者と比べて中西部の重厚長大型基幹産業労働者にはこうした傾向が強かったといえるだろう。トランプ現象は彼個人のパーソナリティやグローバリゼーションの矛盾、ポピュリズムの潮流に起因するばかりでなく、戦後アメリカ労働運動が史的展開の中で抱えたままだ解消さ



図表 2  
ジャスティス・フォー・ジャニター・キャンペーンのポスター

れずにいる多くの偏見やバイアスと不可分に結びついている。<sup>(5)</sup>

## 第二章 トランプ政権は取り残された労働者の利益に貢献しているのか。

トランプ政権は「取り残された労働者たち」の利益に貢献しているのか？財政金融政策や人事を中心に考察してみよう。政権発足以来唯一の成果とされるのが12月22日に成立した税制改革法案だがこれは大企業を対象とする法人税減税である。連邦法人税率が2018年に35%から21%に引き下げられ、連邦法人税と地方税を合わせた米国の実効税率は約41%から28%に下がることになる。これは日本やドイツを下回る水準であり大企業優遇の政策といえる。全体の減税規模は10年間で約1.5兆ドル(約170兆円)となるが同時に財政赤字も10年間で1兆ドル(113兆円)増大するとも試算されている。従来は項目ごとに細部の個別的免税措置を拡大するのではなく、1986年のレーガン税制改革以来、税率そのものを抜本的に減税するものとなっている。トランプ大統領は「米国史上最大の減税で誇りに思う。米国の国民と経済にとって素晴らしいものになる。」と語ったが、こうした政策は字義のごとく「大企業のため」の政策に他ならない。共和党には伝統的にトリクル・ダウン理論があり、「大企業減税はしづくが滴るように中間層や労働者層にも何らかの恩恵をもたらす」と主張してきたが、こうした政策は格差を拡大することになるだろう。1979年から2006年にかけて下層勤労者の所得が11%しか上昇していないのに対し、上位1%の所得は256%上昇したという統計もある。プロパガンダとしてすべての国民に恩恵を与える大企業減税が語られたとしても、その内実は格差の拡大と国民の分断をさらに深刻化させるだけであり、取り残された労働者たちの利益に合致しないことは言うまでもない。<sup>(6)</sup>

こうした傾向は人事面にも見て取れる。トランプ政権の主要スタッフは1950年代の軍産複合体を想起させるような露骨な大企業経営者と軍部関係者中心の構成となっている。ゴールドマンサックス関係者としては財務長官のスティーブ・ムニューチン、国家経済会議(NEC)委員長のゲーリー・コーン、解任されてしまったが前大統領上級顧問兼首席戦略官のスティーブ・バノンなどがあげられる。また石油大手エクソン・モービル社最高経営責任者のレックス・ティラーソンはロシアやカタールでの事業拡大が評価されての起用とされる。商務長官ウィルバー・ロスをはじめこのほかにも主要閣僚に大企業トップ経験者は多く、トランプ政権の資産総額は120億ドル(約1兆3800億円)を超え史上最も裕福な政権であるという。

軍部出身者としては国防長官ジェームス・マティス、国土安全保障長官から首席補佐官に転身したジョン・ケリー、解任された前国土安全保障担当大統領補佐官マイケル・フリンを挙げることができる。国防予算と密接な軍関係者が大企業トップ同様人事の中心を占めていることから政権の性格を伺うことができる。

こうした傾向はパリ協定離脱にみられるトランプ政権の政策的後進性にも表れている。

前述のエクソン・モービル CEO レックス・ティラーソンに加え、エネルギー長官リックペリーなどエネルギー産業関係者が重用されている。環境保護局長官のスコット・ブルイットは、オクラホマ州司法長官時代にオバ

マ政権の環境保護局が推進する石油ガス開発の規制などの環境政策にことごとく反対してきた人物であり180度環境政策が転換されたことを象徴する人事となっている。またエネルギー政策顧問として採用されたコンチネンタル・リソーシズ最高経営責任者ハロルド・ハムは、シェール革命を代表する「キング・オブ・エナジー」と称されており、バッケン鉱区のキーストン・パイプライン推進の中心人物とされている。米国は世界の二酸化炭素排出量の16%を占め、中国の28%に次ぐ第二の責任を負っている。にもかかわらず環境政策に反対してきたエネルギー産業関係者が当事者として政策遂行にあたっている。これは企業利益優先の政策的後退と言わざるを得ないだろう。<sup>(7)</sup>

また閣僚人事同様、最高裁判事の指名人事も隠れた重要争点となっている。2017年12月4日、最高裁はトランプ政権によるイスラム圏諸国出身者らへの入国制限について、大統領令の全面発効を認める判断を下した。2016年に急死したスカリア判事に代わり、1月31日のトランプによるニール・ゴースッチ(49)の指名がなされた結果といえる。今回の人事は保守派の空席に保守派の起用という妥当なものであったが、高齢のリベラル派判事が引退・死亡した後継に非合理的なトランプ人事が行われた場合合法曹界の方向性が後退する可能性もある。現在の構成は保守派がブッシュ(父)の指名によるクラレンス・トーマス(68)、ブッシュ(子)の指名によるサミュエル・アリート(66)、ジョン・ロバーツ(62)、前述のニール・ゴースッチ(49)の4名、保守系中道派がレーガン指名のアンソニー・ケネディ(80)、リベラル派がクリントン指名のルース・ギンズバーグ(83)、スティーブン・ブライヤー(78)、オバマ指名のラティーノ系ソニア・ソトマイヨール(62)、エレナ・ケーガン(56)の4名となっている。同性婚、妊娠中絶、銃規制のみならず医療保険や移民政策に関しても国論を二分する問題で最高裁の構成は重要となる。ギンズバーグやブライヤーの後継に保守派が指名されるような事態が起これば、環境・人権・社会政策に関する判断が、取り残された労働者に不利益をもたらすような方向へと後退する可能性は否定できない。<sup>(8)</sup>

### 第三章 トランプ政権の移民政策とその問題点

トランプを支持したアパラチアの取り残された労働者たちが持つ社会的背景とトランプ政権の政策・人事が必ずしも彼らの利益を反映したものではないことをこれまで検討してきた。こうした矛盾が最も如実に表れているのが移民政策である。

トランプは「メキシコとの国境に万里の長城を建設し、費用はメキシコに負担させる」などの過激な反移民政策を演説し、事実2017年9月5日にはオバマの大統領令 DACA(幼少期の不法入国者への滞在延期措置)を撤廃してしまった。こうした政策は、中西部の取り残された白人労働者たちが持つ反移民感情、古色蒼然たる偏見、ビジネスユニオニズムの残滓を反映しているといえるだろう。

ラストベルトの取り残された労働者たちは日常的に不法移民に接する機会がないにもかかわらず厳格な移民政策を要求し、他方人口構成や労働市場において不法移民やマイノリティが多数存在する西海岸やニュ

ーヨークでは聖域都市と呼ばれる寛大な都市政策が展開されている。こうしたパラドックスを解明するため、移民政策をめぐる構図がどのように変容してきたのか概観し、人口構成の累積的变化がアメリカ社会やアメリカ政治にどのようなインパクトを与えているか検討する。

第三章では、移民政策をめぐる構図の変遷とともに、オバマ政権とトランプ政権のアプローチを比較することによって主要な争点を検討してみたい。

**Hispanic or Latino Population for the United States, Regions, and States, and for Puerto Rico: 2000 and 2010**

(For information on confidentiality protection, nonsampling error, and definitions, see [www.census.gov/prod/cen2010/doc/sf1.pdf](http://www.census.gov/prod/cen2010/doc/sf1.pdf))

Area	2000			2010			Population change, 2000 to 2010			
	Total	Hispanic or Latino		Total	Hispanic or Latino		Total		Hispanic or Latino	
		Number	Percent of total population		Number	Percent of total population	Number	Percent	Number	Percent
<b>United States...</b>	<b>281,421,906</b>	<b>35,305,818</b>	<b>12.5</b>	<b>308,745,538</b>	<b>50,477,594</b>	<b>16.3</b>	<b>27,323,632</b>	<b>9.7</b>	<b>15,171,776</b>	<b>43.0</b>
<b>REGION</b>										
Northeast.....	53,594,378	5,254,087	9.8	55,317,240	6,991,969	12.6	1,722,862	3.2	1,737,882	33.1
Midwest.....	64,392,776	3,124,532	4.9	66,927,001	4,661,678	7.0	2,534,225	3.9	1,537,146	49.2
South.....	100,236,820	11,586,696	11.6	114,555,744	18,227,508	15.9	14,318,924	14.3	6,640,812	57.3
West.....	63,197,932	15,340,503	24.3	71,945,553	20,596,439	28.6	8,747,621	13.8	5,255,936	34.3
<b>STATE</b>										
Alabama.....	4,447,100	75,830	1.7	4,779,736	185,602	3.9	332,636	7.5	109,772	144.8
Alaska.....	626,932	25,852	4.1	710,231	39,249	5.5	83,299	13.3	13,397	51.8
Arizona.....	5,130,632	1,295,617	25.3	6,392,017	1,895,149	29.6	1,261,385	24.6	599,532	46.3
Arkansas.....	2,673,400	86,866	3.2	2,915,918	186,050	6.4	242,518	9.1	99,184	114.2
California.....	33,871,648	10,966,556	32.4	37,253,956	14,013,719	37.6	3,382,308	10.0	3,047,163	27.8
Colorado.....	4,301,261	735,601	17.1	5,029,196	1,038,687	20.7	727,935	16.9	303,086	41.2
Connecticut.....	3,405,565	320,323	9.4	3,574,097	479,087	13.4	168,532	4.9	158,764	49.6
Delaware.....	783,600	37,277	4.8	897,934	73,221	8.2	114,334	14.6	35,944	96.4
District of Columbia.....	572,059	44,953	7.9	601,723	54,749	9.1	29,664	5.2	9,796	21.8
Florida.....	15,982,378	2,682,715	16.8	18,801,310	4,223,806	22.5	2,818,932	17.6	1,541,091	57.4
Georgia.....	8,186,453	435,227	5.3	9,687,653	853,689	8.8	1,501,200	18.3	418,462	96.1
Hawaii.....	1,211,537	87,699	7.2	1,360,301	120,842	8.9	148,764	12.3	33,143	37.8
Idaho.....	1,293,953	101,690	7.9	1,567,582	175,901	11.2	273,629	21.1	74,211	73.0
Illinois.....	12,419,293	1,530,262	12.3	12,830,632	2,027,578	15.8	411,339	3.3	497,316	32.5
Indiana.....	6,080,485	214,536	3.5	6,483,802	389,707	6.0	403,317	6.6	175,171	81.7
Iowa.....	2,926,324	82,473	2.8	3,046,355	151,544	5.0	120,031	4.1	69,071	83.7
Kansas.....	2,688,418	188,252	7.0	2,853,118	300,042	10.5	167,700	6.1	111,790	59.4
Kentucky.....	4,041,769	59,939	1.5	4,339,367	132,836	3.1	297,598	7.4	72,897	121.6
Louisiana.....	4,468,976	107,738	2.4	4,533,372	192,560	4.2	64,396	1.4	84,822	78.7
Maine.....	1,274,923	9,360	0.7	1,328,361	16,935	1.3	53,438	4.2	7,575	80.9
Maryland.....	5,296,486	227,916	4.3	5,773,552	470,832	8.2	477,066	9.0	242,716	106.5
Massachusetts.....	6,349,097	428,729	6.8	6,547,629	627,654	9.6	199,532	3.1	198,925	46.4
Michigan.....	9,938,444	323,877	3.3	9,883,640	436,358	4.4	-54,804	-0.6	112,461	34.7
Minnesota.....	4,919,479	143,382	2.9	5,203,925	250,258	4.7	384,446	7.8	106,876	74.5
Mississippi.....	2,644,658	39,569	1.4	2,967,297	81,481	2.7	122,639	4.3	41,912	105.9
Missouri.....	5,595,211	118,592	2.1	5,988,927	212,470	3.5	393,716	7.0	93,878	79.2
Montana.....	902,185	18,081	2.0	989,415	28,565	2.9	87,220	9.7	10,484	58.0
Nebraska.....	1,711,263	94,425	5.5	1,826,341	167,405	9.2	115,078	6.7	72,980	77.3
Nevada.....	1,988,257	393,970	19.7	2,700,551	716,501	26.5	702,294	35.1	322,531	81.9
New Hampshire.....	1,235,786	20,489	1.7	1,316,470	36,704	2.8	80,684	6.5	16,215	79.1
New Jersey.....	8,414,350	1,117,191	13.3	8,791,894	1,555,144	17.7	377,544	4.5	437,953	39.2
New Mexico.....	1,819,046	765,386	42.1	2,059,179	953,403	46.3	240,133	13.2	188,017	24.6
New York.....	18,976,457	2,867,583	15.1	19,378,102	3,416,922	17.6	401,645	2.1	549,339	19.2
North Carolina.....	8,049,313	378,963	4.7	9,535,483	800,120	8.4	1,486,170	18.5	421,157	111.1
North Dakota.....	642,200	7,786	1.2	672,591	13,467	2.0	30,391	4.7	5,681	73.0
Ohio.....	11,353,140	217,123	1.9	11,536,504	354,674	3.1	183,364	1.6	137,551	63.4
Oklahoma.....	3,450,654	179,304	5.2	3,751,351	332,007	8.9	300,697	8.7	152,703	85.2
Oregon.....	3,421,399	275,314	8.0	3,831,074	450,062	11.7	409,675	12.0	174,748	63.5
Pennsylvania.....	12,281,054	394,088	3.2	12,702,379	719,660	5.7	421,325	3.4	325,572	82.6
Rhode Island.....	1,048,319	90,820	8.7	1,052,567	130,855	12.4	4,248	0.4	39,835	43.9
South Carolina.....	4,012,012	95,076	2.4	4,625,364	235,682	5.1	613,352	15.3	140,606	147.9
South Dakota.....	754,844	10,903	1.4	814,180	22,119	2.7	59,336	7.9	11,216	102.9
Tennessee.....	5,689,283	123,838	2.2	6,346,105	290,059	4.6	656,822	11.5	166,221	134.2
Texas.....	20,851,820	6,669,666	32.0	25,145,561	9,460,921	37.6	4,293,741	20.6	2,791,255	41.8
Utah.....	2,233,169	201,559	9.0	2,763,885	358,340	13.0	530,716	23.8	156,781	77.8
Vermont.....	608,827	5,504	0.9	625,741	9,208	1.5	16,914	2.8	3,704	67.3
Virginia.....	7,078,515	329,540	4.7	8,001,024	631,825	7.9	922,509	13.0	302,285	91.7
Washington.....	5,894,121	441,509	7.5	6,724,540	755,790	11.2	830,419	14.1	314,281	71.2
West Virginia.....	1,808,344	12,279	0.7	1,852,994	22,268	1.2	44,650	2.5	9,989	81.4
Wisconsin.....	5,363,675	192,921	3.6	5,686,986	336,056	5.9	323,311	6.0	143,135	74.2
Wyoming.....	493,782	31,669	6.4	563,626	50,231	8.9	69,844	14.1	18,562	58.6
<b>Puerto Rico.....</b>	<b>3,808,610</b>	<b>3,762,746</b>	<b>98.8</b>	<b>3,725,789</b>	<b>3,688,455</b>	<b>99.0</b>	<b>-82,821</b>	<b>-2.2</b>	<b>-74,291</b>	<b>-2.0</b>

図表 3

Census Brief: The Hispanic Population 2010. P.3 ヒスパニック・ラティーン系移民が各州の人口構成に占めるシェア（2000年から2010年にいたる推移）

中西部のラストベルトではヒスパニック・ラティーン系の人口構成に占める比率が低い。

**Ten Places With the Highest Number and Percentage of Hispanics or Latinos: 2010**

(For information on confidentiality protection, nonsampling error, and definitions, see [www.census.gov/prod/cen2010/doc/sf1.pdf](http://www.census.gov/prod/cen2010/doc/sf1.pdf))

Place	Total population	Hispanic or Latino population	
		Rank	Number
<b>NUMBER</b>			
New York, NY.....	8,175,133	1	2,336,076
Los Angeles, CA.....	3,792,621	2	1,838,822
Houston, TX.....	2,099,451	3	919,668
San Antonio, TX.....	1,327,407	4	838,952
Chicago, IL.....	2,695,598	5	778,862
Phoenix, AZ.....	1,445,632	6	589,877
El Paso, TX.....	649,121	7	523,721
Dallas, TX.....	1,197,816	8	507,309
San Diego, CA.....	1,307,402	9	376,020
San Jose, CA.....	945,942	10	313,636

図表 4

2010 年においてラティーノ系人口比率の高い主要都市

出典：Census Brief: The Hispanic Population 2010. P.11

聖域都市はヒスパニック・ラティーノ系の人口構成に占める比率が高い。

ロサンゼルス市のビュアゴッサ前市長は 2012 年大統領選で民主党大会の議長を務めるなど全国的にも活躍した。

3-1 移民政策をめぐる構図とその変容

米国政治における移民政策をめぐる構図は民主党対共和党という単純な構図で説明できるものではなく、こちらの側にも移民に寛容な立場と厳格な立場が同時に存在している。しかもその構図自体が恒常的なものでなく常に変容を遂げているといえるだろう。民主党内では進歩的知識人やリベラル勢力、人権擁護団体などが移民に寛容な立場を打ち出してきたのに対し、1990年代以前の労働組合などは「移民は組合員の雇用を奪う」といった厳格な反移民の姿勢を有していた。他方、共和党の側でも経済保守がビジネス社会の現実、もはや下部労働市場のサービス業は移民なしには成り立たないという理由から移民の受け入れに寛容であるのに対し、文化的社会的保守は移民に厳格な立場をとる。ゲストワーカープログラムなどの短期就労者についてはこうした混迷はさらに錯綜したものとなる。1986年のレーガン政権による移民法改正は、300万人の非合法移民にアムネ스티を与えるという寛容的内容と、非合法と知りながら移民を使用した雇用主への罰則、国境警備の強化といったそれぞれの立場を反映したものだ。<sup>(9)</sup>

こうした構図が新たな局面を迎えるのは、西海岸におけるソーシャル・ムーブメント・ユニオニズムの台頭と、これに対抗する草の根保守の側からのティーパーティー運動の出現である。

具体的にロサンゼルス市の事例を挙げれば、1970年において人口構成の73.7%が白人であり、ヒスパニックは14.6%、アフリカ系は8.1%に過ぎなかった。しかし今日では人口の49%をヒスパニック系が占めている。職種ごとの労働市場を詳細に検討するとサービス業の下部労働市場でこの傾向は顕著であり、壁職人については1970年に白人が80.7%、ヒスパニックが16.1%であったのに対し、2000年には白人が24.6%、ヒスパニックが70.6%と変化している。トラック運転手についても1970年に白人が75.4%、ヒスパニックが16.

5%であったのに対し、2000年には白人が35・4%、ヒスパニックが50・3%と共通の傾向を見て取れる。こうした傾向は象徴的存在であるジャンター(清掃員)にも顕著であり1970年には白人が52・0%、ヒスパニックが22・1%であったのに対し2000年には白人が14・1%、ヒスパニックが74・7%と急激に変化している。ジャスティス・フォー・ジャンター・キャンペーンの成功に象徴されるように、未組織の働く女性やマイノリティを擁護するとともに組織化を促進する潮流は西海岸を中心に活性化してきている。全国レベルでも1994年の中間選挙で守旧派プロレーバー候補が壊滅的敗北を機したことから、95年以降 AFL-CIO のスウィーニー執行部や「ニューボイス」グループが、ビジネス・ユニオニズムの見直しと新たな運動方針を掲げ、こうした潮流が民主党を移民に寛容な方向へと収束させ、オバマ政権の支持基盤としても機能していたといえるだろう。<sup>(10)</sup>

他方、共和党は草の根保守ティーパーティー運動の展開が党内穏健派や良識派への批判を繰り返し「税金にたかる官公労働者や公立学校教職員」と同様「潜在的犯罪者である有色人種や移民たち」への感情的な批判が繰り返された。こうした潮流のもとで、オバマ政権初期に存在した超党派的改革の機運は次第に薄れ、共和党が移民に不寛容な方向へとシフトしていったといえるだろう。「マイノリティ・働く女性・若者」対「高齢・低学歴・低所得の白人」という構図は「ブラウン対グレイの対立」とも称されることになり、社会運動の次元でも未来を予感させる潮流とホワイトバックラッシュが顕著に対立することとなった。<sup>(11)</sup>

2016年の大統領選挙ではこうした構図にさらなる変容がみられることになる。米国における人口構成の変化がマイノリティのアップ・ライジングを示していることから、共和党内部にも移民に寛容なリーダー、さらにはマイノリティ出身の議員たちがリパブリカン・ラティーノとして登場してくることになる。両親とも民主黨員だったが共和党へと転じたスザンヌ・マルチネス、ニューメキシコ州知事や大統領予備選を争ったテッド・クルーズ、マルコ・ルビオなどである。主流派の中にもジェブ・ブッシュのようにコロンバ夫人の縁戚関係からヒスパニック系のネットワークを持つ指導者も存在する。<sup>(12)</sup>

共和党主流派やリパブリカン・ラティーノに対し痛烈なバッシングを浴びせながらも、トランプは第三政党候補でなく共和党候補として選挙戦に勝利した。他方、アメリカ経済に取り残されただけでなく民主党内の進歩的潮流からも取り残された潜在的民主党支持者であるアパラチアの白人労働者たちがトランプ支持に転じてしまったのである。

共和党議会のもとで大統領令を行使したオバマ政権と、共和党議会であるにもかかわらず党内主流派やリパブリカン・ラティーノと対立を繰り返すトランプでは、移民政策をめぐる大統領令の意味内容が、まったく異なっているといえるだろう。

次節では、オバマ政権とトランプ政権の移民政策を個別的・具体的に検討することでその違いを考察することにする。

### 3-2 移民政策をめぐるオバマとトランプの相違点

2008年の大統領選でオバマは移民政策に関し、非合法移民の市民権獲得、労働需要の必要に応じた



合法的入国制度の整備、国境警備強化、就労資格照合システムの整備、移民兵士への敬意など 5 つの視点を提起した。

政権発足後の1期目は上下両院とも民主党が多数を占める統一政府であり、議会との対立はなかったが、リーマンショックへの対応やオバマケアの成立が優先されたため、移民法制への取り組みは必ずしも成果を上げられなかった。

上院では2010年9月に包括的移民制度改革案が司法委員会に付託されたものの審議は開始されなかった。個別の法案として、幼少時にアメリカに連れてこられた30歳未満の非正規滞在移民をめぐる「ドリーム法案」が提起され、2010年12月に下院で賛成216票、反対198票で可決された。しかし上院では賛成55票、反対41票にもかかわらずフィリバスターを阻止する60票を固めることができず審議未了で不成立に終わった。統一政府にもかかわらず就任直後のオバマ政権は従業員の就労資格にかかわる電子認証システムや国境警備強化にかかわる個別法案を除いては成果を上げることはなかったのである。

オバマケア成立の可否を問う中間選挙で民主党は敗北し、下院では民主178・共和256の共和党多数議会となってしまった。オバマは2011年5月に「21世紀移民システムの構築」と題する包括的報告書を提起したものの、共和党議会との協調は望めず、大統領令による移民制度改革を断行する。2012年6月に発令された DACA(幼少時の不法入国者への滞在延期措置)は、16歳までに入国し、2012年6月の時点で30歳以下の若者に強制送還を免除する措置である。約80万人がその対象者に想定されている。共和党議会のもとでは法改正を行わず行政権限により移民の処遇に対処するアプローチを選択するしかなかったのである。<sup>(13)</sup>

オバマ再選を受けた政権二期目には2013年4月に国境警備強化、市民権獲得拡大、ビザシステムの整備を内容とする包括的移民法案が再び上院で提起され、共和党穏健派の修正案を受け入れ、賛成68・反対32で可決されたものの下院はこれに応じなかった。下院共和党はこれに代わり5つの個別法案を提起したが審議未了に終わった。政権2期目のオバマは再度大統領令による改革を試み、2014年11月 DAPA(市民権や永住権のある子供の親も強制送還の延期を認め、就労資格申請を認める措置)の強行に踏み切った。しかし2度目の大統領令に対してはテキサス州など26州から差し止めを求める訴訟が提起され、2015年2月には連邦地裁がこれを認める判決を下した。同年11月の控訴審もこれを支持し、訴訟は最高裁まで持ち込まれたが、スカリア判事の急死を受けた最高裁はリベラル4名保守派4名の同数であったため、2016年6月最高裁は独自の判断を下すことができないと声明を出し、控訴審判決が維持されることになった。2度目の大統領令は司法判断により阻止されてしまったのである。<sup>(14)</sup>

オバマ政権は、中間選挙敗北後の6年間、結果的に共和党多数議会の「分割政府」状態にあり法改正においてはいかなる成果もあげることができなかった。大統領令による試みも DACA は実行されたものの、DAPA は司法判断により阻止されてしまった。

そしてトランプ政権はその DACA をも2017年9月5日に撤廃を表明したのである。

ではトランプ政権の移民政策とはいかなるものであるのか。2016年6月に公表された「アメリカを再び強くする移民改革」は3つの視点から構成されている。第一に南部国境への壁の建設、第二に法執行力の強化、第三に米国労働者優先の移民政策、である。

「メキシコからの不法移民を阻止するためには国境に壁を建設し、その費用をメキシコ政府に負担させる。NAFTA の見直しも辞さない。国土安全保障省移民関税執行局の職員を3倍にし、また移民に寛容な『聖域都市』には連邦補助金を停止する。米国労働者の雇用を優先し、新たな低賃金労働者の流入を阻止する。専門職ビザ(H-1)保有者を重視し、交流訪問者ビザ(J-1)を廃止する。」などの過激な内容となっている。<sup>(15)</sup>

こうした提案は就任後のトランプ政権で果たして実現されているのか。壁の建設についてはメキシコのペニャト大統領が支払いを拒否し、建設費用が215億ドルを超えることから共和党議会さえ積極的には応じていない。

法執行の強化については「聖域都市」との対決姿勢が強まっている。カリフォルニア・コネチカット・ニューメキシコ・コロラドの諸州、ワシントン DC、23州にまたがる165の都市とカウンティが、移民税関執行局の拘留命令に反対し、移民に寛容な独自の政策を展開しているが、トランプは就任直後の大統領令13768号でこうした自治体への補助金停止を試みている。司法判断の領域で大統領令と聖域都市との対決が係争中の状況にある。<sup>(16)</sup>

米国労働者優先の移民政策については、2017年2月13日に上院に提出され、8月2日にバージョンアップされた「新移民法」が審議の過程にある。これは10年間でグリーンカードの発給数を半減、技能にもとづく永住権の選抜、家族優先枠廃止、永住権抽選制度廃止、難民枠を年間5万人に制限、などの内容になっており移民総数を減らすことと高技能所得者の優遇が制度趣旨となっている。

また選挙期間中の3つの公約とは別個に、1月27日には大統領令13769号が発令され、シリア・イラク・イラン・スーダン・リビア・ソマリア・イエメンの7か国からの入国制限を目的として「不法移民対策強化とイスラム教徒の全面入国禁止」が掲げられた。これに関しては西海岸のワシントン州が執行差し止めを提訴し、連邦地裁・控訴審ともに提訴を認めている。しかし内容を緩和した3月6日の大統領令13769号については、ハワイ州の提訴が連邦地裁では支持されたものの、連邦最高裁が条件付きで発行を容認してしまった。さらに9月24日の大統領令は、ハワイ・メリーランド地裁の差し止め決定に反し、12月4日に最高裁で全面発効が決定されてしまった。これによりイラン・リビア・シリア・イエメン・ソマリア・チャドの出身者は新規の査証申請が禁止されてしまった。トランプの行使する大統領令は議会を念頭に置いたものではなく州政府や聖域都市との対決を意図するものといえるだろう。こうした文脈では司法判断や最高裁人事が重要となってくる。<sup>(17)</sup>

要約すると、オバマ政権は就任直後の二年間民主党多数議会のもとで統一政府の状態にあったが、この時期はリーマンショックへの対応やオバマケアが最優先課題とされていたため移民改革に本格的に着手することはできなかった。さらに中間選挙の敗北後、共和党多数議会となってからは、野党共和党から超党派的改革の機運が薄れ保守派の影響力が増大したこともあり、正規の法改正はほぼ不可能となった。オバマ政権

の大統領令は、あらゆる議会運営を試みたのちの苦肉の策として行使されたものである。

これに対しトランプ政権は就任直後に、共和党多数議会の統一政府であるにもかかわらず、恣意的な大統領令を乱発している。これは州政府や聖域都市との対決を念頭に置いたものであり、その内容は共和党内穏健派やリパブリカン・ラティーンさえ疑問を抱くものとなっている。こうしたアプローチは議会制民主主義を形骸化するものと言わざるを得ないだろう。<sup>(18)</sup>

## 結びにかえて

トランプ政権成立の背景にあるもの、それは反グローバリゼーションの潮流やポピュリズムのみならず、過去におけるアメリカ労働政治や社会運動にみられた古色蒼然たる偏見や先入観と結びついている。アメリカ経済から取り残されたアパラチアの白人労働者たちは、民主党内の新たな潮流からも取り残され、トランプ支持に転じてしまった。しかしトランプ政権の財政金融政策や人事は彼らの利益に合致するものでは決してない。経済政策のみならず移民政策についても、日常、非合法移民と接することのない中西部の取り残された白人労働者たちは厳格な治安立法を望み、トランプ政権はこうした意見を政策に反映している。他方、多様なマイノリティと共存している西海岸や東部の市民は寛容な移民政策を求め「聖域都市」としてトランプ政権と対決している。<sup>(19)</sup>

こうした状況は二重の悲劇といえるだろう。民主党候補が280万票もの優位に立ちながら中西部の結果が全体の帰趨を左右してしまう選挙制度自体、建国期には説得力のあった制度設計も21世紀のデモクラシーとは齟齬をきたしているのかもしれない。

米国の経済的・軍事的プレゼンスを考えるとその影響は全世界に及んでいるといわざるを得ない。共和党多数議会を擁しているにもかかわらず、トランプ政権は就任直後から恣意的な大統領令を乱発し、議会制民主主義を形骸化させている。その狙いは州政府や聖域都市との対決にあった。

同様の事態は、環境問題にも当てはまる。2017年6月トランプ政権がパリ協定離脱を表明したのち、WE ARE STILL IN と呼ばれるパリ協定残留を掲げる米国の自治体・大学・企業がネットワーキングを展開し、その数は2500にも及んでいる。世界1500都市からなる温暖化交渉を主導する自治体連合 ICLEI にも米国から多くの自治体が参加している。トランプの資質や米国の選挙制度といった次元を超えて非政府組織や自治体が国際社会の重要な主体として存在感を高めているといえるだろう。国際社会の潮流は過渡期のホワイトバックラッシュとは対照的に、米国の累積的人口動態が示しているような多様性と共存によって成り立つ社会へと向かっているように思われる。<sup>(20)</sup>

注

- (1) Branko Milanovic, THE HAVE AND THE HAVE-NOT: A Brief Idiosyncratic History of Global Inequality, 2011.  
邦訳 ブランコ・ミラノビッチ『不平等について経済学と統計が語る26の話』村上彩訳、みすず書房、2012年。
- (2) 2016年の選挙結果については  
高橋善隆「2016年米国大統領選挙における社会運動と投票行動 ―越えられなかったガラスの天井―」『跡見学園女子大学文学部紀要』第52号、2017年、を参照。
- (3) バーニー・サンダースの政策については  
Jonathan Tasini, The Essential BERNIE SANDERS and his Vision for America, 2015. Chelsea Green Publishing, White River Junction, Vermont. を参照。
- (4) ウィスコンシン争議の具体的経緯については、ウィスコンシン大学でティーチング・アシスタントを務め、当事者でもある  
エイドリアン・バジック氏から示唆を受けた。(2012年9月18日、社会運動ユニオニズム研究会)
- (5) ソーシャル・ムーブメント・ユニオニズムのロサンゼルスにおける展開については  
Working for Justice: The L.A. Model of Organizing and Advocacy, edited by R. Milkman, J. Bloom, V. Narro, Cornell University Press, 2010. を参照。
- (6) 米国における社会階層ごとの所得増加(1979-2006)については、  
Jacob, S. Hacker & Paul Pierson, Winner Take All Politics: How Washington Made the Rich Richer And Turned Its Back on the Middle Class, Simon & Schuster, New York, London, Tront, Sidney 2010. P.23.
- (7) スコット・プルート、ハロルド・ハムの経歴については、  
「トランプ氏、環境より開発重視. エネルギー王が後押し」『日本経済新聞』2016年12月13日に依拠した。
- (8) 最高裁の人事については  
「リベラルな米国 岐路、最高裁判事 保守派ゴースッチ氏指名」『毎日新聞』2017年2月2日、に依拠した。
- (9) 移民政策をめぐる構図の歴史的概観については、  
高橋善隆「移民のいない日(2006年5月1日)の衝撃」『国民国家の境界』加藤哲郎編、日本経済評論社、2010年、を参照。
- (10) ロサンゼルス労働市場におけるヒスパニック系移民の増加については  
Ruth Milkman, L.A. STORY: Immigrant Worker and the Future of the US Labour Movement, Russell Sage Foundation, New York, 2006. pp104-113. を参照。
- (11) ティーパーティー運動がもたらした問題点については  
T. Skocpol & V. Williamson, The Tea Party and the Remaking of Republican Conservatism, Oxford University Press, New York, 2012. を参照。
- (12) リパブリカン・ラティーノの台頭については、  
高橋善隆「アメリカ合衆国における移民政策と人口構成の変化 ―ラティーノ系の動向を中心に―」『跡見学園女子大学文学部紀要』第51号、2016年、を参照。
- (13) 米国大統領選挙や国政選挙に与えるヒスパニック系移民の影響については  
高橋善隆「2012年米国大統領選挙における社会運動と投票行動 ―世代・所得・エスニシティによるグレイ対ブラウンの分断―」『跡見学園女子大学文学部紀要』第48号、2013年。“Latino Voters in the 2012 Election”. Pew Research Center, 2012 11.7 を参照。

## 移民政策のパラドクスとトランプ政権

- (14) オバマ政権の移民法をめぐる議会運営については、  
中島醸「移民政策－移民制度改革をめぐる党派対立と大統領令－」『オバマ政権の経済政策』河音琢朗、藤木剛康編著、ミネルバ書房、2016年を参考に再構成した。
- (15) メキシコ移民をめぐるトランプ政権の対応については、  
2017年度日本政治学会分科会 A-4 トランプ大統領と親米墨関係 における吉野孝報告から示唆を得た。
- (16) 聖域都市に象徴されるヒスパニック系人口比率の高い都市については  
Census Brief :The Hispanic Population 2010.P11,を参照。
- (17) トランプ政権がイスラム圏諸国出身者への入国制限を意図した大統領令については  
「米国入国制限にお墨付き 連邦最高裁が全面発効決定」『読売新聞』2016年12月6日、を参照。
- (18) トランプの資質や信頼性を問う批判としては  
Ken Wilber, TRUMP and a POST-TRUTH WORLD, SHAMBHALA, Boulder, 2017, を参照。
- (19) トランプのマイノリティやイスラム圏出身者への偏見を危惧する視点としては、 Huda Al- Marashi, “Can the Muslim American Family Survive Trump?” How Do I Explain This To My Kids? edited by Sarah Swong and Diane Wachtell, 2017, The New Press, New York, London, を参照。
- (20) 自治体や非政府組織とパリ協定の関係については  
「温暖化交渉、非国家主体が主導」『日刊工業新聞』2018年、1月1日、を参照。

(2018年1月9日 脱稿)